

町内で



こどもの居場所づくりの活動をする団体等を応援します

--- 鳩山町こどもの居場所づくり応援事業費補助金 ---

町では、こどもたちの社会的孤立を防ぐため、町内でこどもの居場所づくりを行う団体等に対し、補助金を交付します。

※補助金の交付は、予算の範囲内となりますので、年度内に予告なく終了する場合がありますので予めご了承ください。

○こどもの居場所づくりとは

主に18歳未満のこども及びその保護者（以下「こども等」という。）を対象に実施する、次のいずれかに該当する事業を対象とします。

- (1) 食事又は食材の提供の場
- (2) 学習の場
- (3) 参加したこども等の自主的な活動を行うための場
- (4) 世代間の交流等を目的とした事業を実施する場



○補助対象となる事業は

次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 鳩山町内で事業を実施していること。
- (2) 主な利用者が町内在住のこども等であること。
- (3) 1回当たり10人程度のこども等を対象に事業を実施していること。
- (4) 参加費が無料、または材料費の実費相当額以下の低額であること。
- (5) 利用者の様子を見守り、状況に応じた相談対応や、必要に応じて関係機関へのつなぎ支援に努めていること。
- (6) 責任者を配置し、食中毒、食物アレルギー、防犯、防災等の安全な事業運営に配慮していること。
- (7) 個人情報の適正な管理に十分配慮していること。

○補助の対象者は

補助金の交付対象者は、次のいずれにも該当する団体等とします。なお、法人格の有無は問いません。

- (1) 申請年度の翌年度以降も、継続的に補助対象事業を実施する予定があること。
- (2) 代表者、役員その他当該団体に実質的に関与している者が、鳩山町暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと。
- (3) 代表者及び役員を含め、構成員が3人以上の団体であること。
- (4) 営利を目的とする団体でないこと。
- (5) 宗教的活動又は政治的活動を目的とする団体でないこと。

○補助金の額等

補助金の額は、補助対象事業の経費の合計額（国・県若しくは他の地方公共団体又は民間の助成機関による同種の補助・助成、寄附金又は参加者の負担金等の収入の額を減じて得た額）とし、1年度当たり1団体5万円を上限とします。

ただし、補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

○補助金の交付申請方法

鳩山町こどもの居場所づくり応援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて申請してください。

- (1) 鳩山町こどもの居場所づくり応援事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 鳩山町こどもの居場所づくり応援事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 団体事業概況書（様式第4号）（団体の場合に限る。）
- (4) その他町長が必要であると認める書類

※参加者の延べ人数などをご報告いただきますので、ご注意ください。

☑補助金の交付決定がされましたら「鳩山町こどもの居場所づくり応援事業費補助金交付請求書（様式第8号）」を提出ください。

※補助金の交付決定を受けた後に、交付申請の内容に変更が生じたとき、又は当該事業を中止しようとするときは、届出が必要です。

☑事業が完了したら

当該事業の完了の日から30日を経過した日又は当該年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに次の書類を提出してください。

- (1) 「鳩山町こどもの居場所づくり応援事業費補助金実績報告書（様式第9号）」
- (2) 鳩山町こどもの居場所づくり応援事業実施報告書（様式第10号）
- (3) 鳩山町こどもの居場所づくり応援事業収支決算書（様式第11号）

***** ご注意ください *****

次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消しとなりますので注意してください。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定者の責めに帰すべき事由により補助金の交付ができないとき。
- (3) 補助金を交付することが適当でない町長が認めたとき。

申請状況に応じて監査を実施いたしますので、本補助金に関する会計書類、帳簿、補助対象経費に係る領収証などは、事業完了後翌年度から5年間の保管をお願いいたします。

お問い合わせ

鳩山町 町民健康課 子育て支援・少子化対策担当

電話 049-277-7527(直通)

メール h150@town.hatoyama.lg.jp